

標 題：

米国に入港する DWT 2万以上 4万未満の
現存タンカーの海洋汚染防止設備について

NK テクニカル インフォメーション

No. 40

昭和60年8月8日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、米国に入港する船舶につきましては、同国の海洋汚染防止規則である 33 CFR Part 157の改正（本年4月22日）により、MARPOL 73/78附属書1で要求されるタンカーに加え、20,000 DWT 以上 40,000 DWT 未満の現存タンカーに対しても、1986年1月1日又は当該船舶の新造引渡し日／大改造完了日から15年後の日のいずれか遅い方の日以降、SBT、CBT又はCOWのうちのいずれかを設備し、入港に先立って適合証明書及び操作設備マニュアル等の所定の書類をUSCGに提出することが要求されることになりました。（添付の“Excerpt from 33 CFR Part 157”参照。）

このほど、弊会は、上記の設備について図面調査及び検査を行い、証明書を発行する権限をUSCGから付与されましたので、お知らせ申し上げます。受検を希望される場合は、関連図面を添えて弊会船体部又は支部／事務所にお申し込み下さい。

敬 具

添付： Excerpt from 33 CFR Part 157

